

近世民衆、天皇即位式拝見

——遊楽としての即位儀礼見物

はじめに

近世の庶民階層は天皇を巡るさまざまな事象に関心があつたと考えられるであろうか。内山美樹子氏は「近世の演劇文化にとって天皇の存在は重要な意味を持つ。近世には天皇が民衆に直接権力をおよぼすことがなかったが、それゆえに、近世の一般民衆は天皇に対し、まったく無関心であつた、との説には、文化史的視点から従いがたい」と演劇の分野から指摘する。庶民の天皇に対する関心について、歌舞伎衣装の形状からも看取できるのではないか。例えば小忌衣おみぎぎがある。歌舞伎衣装に登場する小忌衣は羽織を長くしたような形で、前を華鬘結けむらぎにする。首のまわりにきらびやかな別布の襟鬘けむらぎがつき、おもに武将や貴人の部屋着として着用される。ところがこれは大嘗会で齋戒を行ひ小忌の位以上が着用する青摺りの衣裳を

濫觴とするものである。⁽²⁾つまり両者の衣裳の形状や材質は全く似たところがないのだが、高貴な人の着衣衣裳という属性は通底しており、天皇関係行事から庶民が知り得たものを具現化した一例として小忌衣が位置づけられるのである。近世、再興となつた大嘗会に対する庶民の関心が新しい歌舞伎衣装をうみだす契機となつたと考えられるのである。

ところが、大嘗会は天皇家の神事ゆえ庶民の拝見が可能だつたとは考えにくい。では天皇即位式（即位儀礼）ならば庶民は拝見できたであろうか。もしそうならば、それは彼らの日常生活に何らかの影響を与えたと考えられるだろうか。

本稿は、近世の庶民が実際に見聞した即位儀礼の変遷をたどろうとするものである。即位儀礼を告知する町触れ、公私の観覧日記や即位式を実況する図像資料を渉猟しながら庶民階層が即位儀礼を拝

森田登代子

見することが可能だった事実を確認し、日常生活への影響についても言及する。その上で近世では即位儀礼に対して近代や現代とは異なる精神性を併せ持っていたことを分析する。

一 大嘗会装束「小忌」と歌舞伎衣裳「小忌衣」

承久三年（一二二二）仲恭天皇の踐祚^{せんそ}後、承久の乱が勃発、即位・大嘗会の儀式を行うことができなかったことがあったが、とくに室町時代、後柏原天皇から大嘗会は中絶し、踐祚・即位は行えても大嘗会ができない事態が二二〇年あまり続いた。貞享四年（一六八七）一三代東山天皇即位のときに一度再興になるが続かず、大嘗会が正式に復興となったのは徳川吉宗の尽力によるもので、一五代桜町天皇からである。元文三年（一七三八）のことである。吉宗は大嘗会の記録を荷田在満に依頼する。それが『大嘗会便蒙』^③である。しかし元文四年刊の書は幕命により版木が没収され、在満は閉門となった^④。

元文三年の大嘗会をあますところなく記録した『大嘗会便蒙』では参列した公達の衣裳も挿絵入りである。たとえば大阪府立中之島図書館では荷田在満『大嘗会便蒙』の写本を七種類所蔵するが、そのことごとくに「小忌着用之躰」として「私小忌、諸司小忌、出納小忌、如形小忌」を着用した挿絵が描かれる。が、ひげが添えられたり小忌の摺り文様が消えたりなど、写本段階での変形が散見して

おり^⑤、そこには筆写した人々の意識的・無意識的見解が加えられたことが読み取れる。庶民が拝見できない大嘗会を唯一知ることのできる『大嘗会便蒙』の写本がこのように多く残されていること自体、大嘗会に対する庶民の関心の高さを物語る以外のなものでもないであろう。

世上の噂や事件は歌舞伎といった庶民の娯楽に格好の材料を与えた。当然大嘗会の一件も取り込まれたと考えられる。大嘗会で着衣する斎服の小忌が、一九世紀以降の歌舞伎衣裳の小忌衣誕生に力を貸したことは「はじめに」で軽くふれた。歌舞伎役者絵を衣裳に関して綿密にたどっていくと、小忌↓おみごろも↓御身・衣↓小忌衣⇨貴人の部屋着と変化する過程が看取される。これについてはすでに言及しているので詳しくは省くが、謀反人から純然たる武将や貴人へとといった歌舞伎の役柄上の変遷はあっても、彼らがおしなべて小忌衣を着るという点については大嘗会に対する関心を抜きにしては考えられない。あるいは後述する天皇即位儀礼で着用する肩当^⑥も歌舞伎衣裳によく用いられている。天皇を巡る儀礼で使用される衣裳や調度品は庶民に多大な関心を誘ったことは言を俟たないのである。では天皇即位式に対しては庶民はどのように反応したのであるろうか。

二 天皇即位式を見物する―『京都町触集成』から

讓位は、新天皇の立場からは踐祚、受禪ともいい、実際的には皇位繼承を行うことをいう。皇位に即いてから若干の時日をおいて、これを天下に公示する儀式が即位式である。即位式の後に実施される大嘗会は、新天皇と天皇家の祖先との交感というプライベートな面を有した神祭りの儀式と考えられているのに対し、即位儀式は公的な就任儀礼と考えられている。

そして大嘗会、新嘗祭と即位儀礼がともに京都の庶民に告知されていたことは、元禄五年（一六九二）からの町触れが記述された『京都町触集成』からうかがい知れるのである。それによると、大嘗会は寛延元年（一七四八）の桃園天皇から記載され、新嘗祭は延享二年（一七四五）の桜町天皇から毎年記載されている⁹⁾。

また天皇即位儀礼の記述は宝永七年（一七一〇）十一月一日の一四代中御門天皇から始まる。それ以前の慶長一六年（一六一）即位の一〇八代後水尾天皇から、寛永六年（一六二九）即位の一〇九代明正天皇、寛永二〇年（一六四三）即位の一〇代後光明天皇、承応三年（一六五四）即位の一一代後西天皇、寛文三年（一六六三）即位の一二代靈元天皇、貞享四年（一六八七）即位の一三代東山天皇までは記載をみない。

ところが後述する明正天皇御即位行幸の屏風図から、寛永七年九

月二日、明正天皇即位式は大勢の庶民が身近に観覧したことが確認できる。江戸時代を通して庶民側に即位儀礼見物が許されていたようである（それ以前から庶民の即位儀礼見物は認められているが、それについては別稿で述べたい）。

先述したように、即位儀礼の最初の触れは宝永七年（一七一〇）十一月一日の一四代中御門天皇の即位式からである。以下に記す（以下触れは『京都町触集成』の本文通り引用。同じ内容の触れでも漢字や送り仮名の違う場合もあったが、そのまま記す）。

口触

当十一日御即位候、火之用心之儀、先達而相触候へ共、年寄家主無油断借屋等迄相廻り弥念入候様ニ、洛中洛外へ急度可相触者也

寅十一月九日

口触

明十一日御即位ニ付拝見ニ参候儀、僧尼并法躰之ものは不罷成候条、此旨洛中洛外江可令触知者也

寅十一月十日¹⁰⁾

朝廷行事への庶民参加も、そうたびたびではないが伝達されてい

たようである。町触れには禁裏への見学が何例か記載されている。たとえば元禄一六年一月二六日の触れに、「来月内侍所江参詣人之儀、元日昼八つ時ヨリ七つ時迄之内、参詣いたし候様ニ可申聞事」と、元旦参詣が認められている。それに庶民が禁裏で催される能狂言を観劇することも可能であった。

延享四年一〇月二六日と二七日禁裏で能狂言が開催されたおり、拝見するための札を所持すれば観劇できる旨を伝えている。時代は下るが、弘化三年（一八四六）正月七日の触れには「明八日節分ニ付、内侍所江雑入参詣之儀、例年之通り相心得可申候事 但、暮時限ニ而参詣不相成候、尤御場所柄之儀、込合不申様相心得可致参詣候事 右之趣洛中洛外へ可相触もの也」とあって、毎年節分参賀が催されたことや節分参詣で内侍所が混み合ったことがわかる。なお弘化三年は一月にも「来ル一八日節分ニ付（以下略）」と二度節分があった。本来節分は四季の変わり目であるから、実際はもっと御所参詣があったかもしれない。

このように見てくると、庶民が御所へ伺候することはやぶさかではなかったことが知れる。同じく弘化三年の話ではあるけれど仁孝天皇の重病時、「禁裏御違例ニ付、来ル八日初午当日前日共、所之稻荷社にて大業之儀無之様可致、尤御所近辺者猶更之儀、太鼓杯打候儀も可致遠慮候、此旨〔早々〕洛中洛外町統江可申通事 午二月〔五日〕」の布告があった。その後、御所の内情が逐一庶民に知らさ

れる一方で、初午行事や御所近辺で太鼓を叩くことを禁止するなど（の細かい禁止事項を添えることなどを慮るに、両者の関係には親近の情があったと推察される。

このように御所の諸行事を通じて、御所と庶民との間には連繋が見られた。それゆえ各天皇即位式にも必ず庶民の拝見が許可されており、下記の町触れからも知れるように入場許可条件が逐一布告されたのである。

天皇即位式を観覧する場合、進行を乱す行動は厳として慎まれるべきであり、禁裏内を走り回ったり騒いだりすることが禁止されるのは言うまでもない。また死穢の忌避と解すべき仏事関係者、たとえば僧衣着用者の観覧も忌避されることが察せられるであろう。

このほか、朝儀を冷静に見守る地域住民の心得として火の元始末も通告された。これらを遵守すべき基本的事項としたうえで、庶民に即位式観覧の機会が与えられた。庶民が天皇即位式を見物することは特別なことではなく、ともに言祝ぐものとして認められていたのである。また即位式の触れは京都だけに限ったことではなく、後述するように大坂へも伝達されていた。

中御門天皇に続いて、享保二〇年（一七三五）一月三日、桜町天皇即位式にも町触れが出された（火の始末云々については前回同様なので省く）。

口触

来月三日、御即位拝見ニ参候儀、僧尼并法体之もの者不罷成候、尤拝見之もの立ちさわき不申、不作法無之様ニ可仕候事 右之通洛中洛外江可相触者也

卯十月^①

さらに今回の即位式では見学用手続きが明確に提示された。

明三日、御即位拝見之儀、此度者切手札を以男へ御台所門、女者日之御門より入レ候之条、其通可相心得候、切手札無之者へ不罷成候、尤南門開候節、右御門前一切諸人通候儀不相成候、此旨可相触知者也

卯十一月

町代 誰

右御触唯今早々相触候様ニ被仰渡候、以上

昨日御築地之内ニ而致怪我候者之内、年比五十才余之坊主、表袖ニ茶裏之小袖、絹花色両面之小袖あわせ羽折を着し、怪我いたし候而、右之者人々不相知候故、今出川河原に番ヲ付指置候、心当り之もの有之候ハ、右之所へ参、見届候上、御役所へ可申出候、相渡させ可申事
右之趣洛中洛外可相触者也

卯十一月五日^②

この二つの触れから、即位式観覧券ともいうべき切手が発行されていたこと、南門の承明門は即位式に参加する公家達が入退場する門なので庶民側の通行が規制されたこと、男性は御台所門から女性
は日華門から御所に入場、即位式の参賀に浴することができたこと
などがわかる。

さらに生々しい情報も補足された。それは実際に拝見した人たちの後日談である。見物客同士で喧嘩があったのであろうか、怪我人が出たようである。その中に坊主姿の老人が発見された。隠居の身
のようで法体し剃髪しており、いわゆる認知症であつたらしい。結局彼は即位式の翌日、当日着用した衣服の詳細に触れに記述され、
今出川の河原で心当たりの親類縁者を待つこととなつたのである。^③

このような観覧者の行状に懲りたのであろう。延享四年（一七四七）九月二一日、一一六代桃園天皇即位式には前回より拝見仕様を厳しく規定した触れが出された。三通のうち一番目は前回同様火の始末など注意を促す町触れである。列ねて、

来ル廿一日、御即位ニ付、前日拝見堅停止之事

一右御当日あけ竹之内拝見男百人、女式百人切手札を以日御門ヨリ入、日御門江出候事

附り、僧尼并重軽服之輩可相慎也

一御当日南門之開候間ハ往来停止之事

一同廿二日廿三日拜見、卯ノ半刻ヨリ申ノ半刻迄入候事、切手

札ニ不及、日ノ御門ヨリ入、四ツ足御門ヨリ出候事

但し、右両日惣御門ノ内清和院口、堺町、中立売、今出川、

右四ヶ所之御門ヨリ拜見之者可罷通候、其余之御門ヨリ往

来堅不罷成候

右之通御当日ハ勿論、老人幼少の足弱類堅拜見ニ罷出間敷候、

万一右躰之者参り候ハム、吟味之上後日ニ急度可申付候、此旨

洛中洛外可相触者也

卯九月¹⁹

この町触れを見るかぎり、天皇の即位式が厳肅な雰囲気のなかで執り行われたと考えるのは早計ではあるまいか。

たしかに新嘗祭では〔寛延二年〕一來ル廿二日新嘗会ニ付、廿

一日朝六つ時ヨリ同廿二日朝六つ時迄、御築地之内、僧尼法躰之輩

往来停止之事 一御築地之内、不浄之輩往来停止之事 一火之元之

儀、弥無油断裏借やニ至迄可入念事 一來ル廿一日晚七つ時ヨリ同

廿三日朝五つ時迄、洛中洛外寺院者勿論、町方共鐘鉦之音不致様可

相慎候、尤法事執行候共穩便可仕事 一諸勸進之僧尼等、鉦打候儀

致間敷事 右之通洛中洛外へ可相触者也 已十一月九日²⁰とある。

前年執行の大嘗会では〔寛延元年〕大嘗会御神事中出火之節は

やかね之儀、仏事類之鐘とは訳も違候故つき候間、為心得申廻候、

以上²¹や「來ル十七日、大嘗会被行候、勿論諸人拜見不相成候、此

旨向々江可申聞候事 辰十一月十四日²²」の町触れに代表されるよう

に、新嘗祭・大嘗会ともどんな鐘鉦の音も自粛・禁止するように

指導された²³。出火の時だけは鐘撞が認められた。明和元年の大嘗会

の時も「大嘗会御神事中、寺々者勿論鐘鉦打候儀、堅停止候得共、

千本屋鋪早鐘撞候儀、御神事中ニ候得とも、仏事類とハ違ひ出火之

節平日之通無構鐘撞〔可申〕候、然ながら寺々ニ而早鐘撞候儀者停

止ニ候間、此旨心得違無之様可致事 右之通洛中洛外江可相触もの

也 申十月廿六日²⁴とあつて、鐘鉦の音には非常に神経質になつて

おり、寺院での鐘撞は御法度であるが、火事の場合のみ鐘を撞いて

も構わないことになつていつた。このような町触れが通達されるの

も、京の町では寺院からの鐘の音が常時間こえていたからであろう

し、鉦を叩きながら市中で勸進する僧尼や法体の人々の姿も多く見

られたからであろう。また生活の音として、町屋からは日常的に朝

夕勤行・誦誦する音が聞こえていたことなどがこれらの町触れを通

して推察されよう。

大嘗会や新嘗祭は天皇家の神事であり、一般庶民が拜見できな

った。僧・尼・法体姿の入場が禁じられ、父母の喪に服する者ばかり

りでなく〔重服^{じゆうふく}〕、遠方の親類に服喪〔輕服^{きやうふく}〕する人も入場を憚つ

たことはいうまでもない。おしなべて天皇関係行事である神事の厳格さや神聖性を強調し、仏教的な様相全般を忌避することであったことは想像に難くない。明和八年、後桃園天皇即位式につづく大嘗会では芝居禁止の触れも出された。

此度大嘗会御大礼ニ付、先格之通四条芝居相休、右ニ付御所近辺其外寺社方境内芝居辻打等も明十九日相休、翌廿日ヨリ来ル
廿二日御規式相濟候迄穩便ニ可致候、此段向々へ可申通事

卯十一月十八日⁽²⁵⁾

これらの町触れにより新嘗祭や大嘗会の皇室行事執行期間には普段の生活が規制され、芝居のような娯楽まで禁止されたことになる。だから庶民は即位式を含めた皇室行事を等閑視できようはずがないのである。

話を即位式に限定しよう。後述する後水尾天皇と東福門院の娘、明正天皇の即位式行幸図では禁裏のなかでの庶民の騒がしさが聞こえてくるような構図になっている。そこでは老人や子供の姿は珍しくない。そのうえ群衆は物見遊山に出かけるような気持ちで即位式に臨席している有様が活写されている。享保二〇年の桜町天皇即位式もやはり大勢の庶民のざわめきのなかで挙行されたに違いない。その結果、一二年後の桃園天皇即位式では不祥事を防ぐためと即位

式本来の厳肅さを醸し出すために、幼児や老人の観覧が禁止されたと推測されるのである。

もう一つ見逃せないのは入場者数である。先例の桜町天皇では即位式観覧入場券(切手)の説明があったものの、正確な入場数については記述がなかった。しかし今回の桃園天皇では男性一〇〇名、女性二〇〇名とその数が明らかにされた。多勢の庶民が禁裏入場を許され即位儀礼を見物したのである。

もっともこの女性数が二倍なのはなぜか、その意味や背景は現時点では謎である。そのうえ切手発行元が誰かわからない。切手の値段はいくらで、その値段を決めたのは誰なのか。切手は公卿の臨時収入になったのか、はたまた禁裏つきの旗本の懐にはいったものなのか、それとも冥加金の役目を果たしていたのか。それとも有料ではなく無料で公家の縁故の人を対象に切手が配られたのだろうか。これらの疑問は今後の研究を待ちたい。

つづいて一一七代後桜町天皇(女帝)の即位式をみよう。即位式は宝暦一三年一月二七日である。町触れから即位式の様子を拾ってみることにする。一通目は以前と同じなので省く。二通目は、

来ル廿七日御即位ニ候、前日拝見停止之事

一右御当日あけ竹之中拝見男百人女式百人、切手札を以日御門ヨリ入、同御門江出候事

右者局方客上ニ而拜見難成分斗、附タリ僧尼并重服之輩可
相憚事

一御当日僧尼拜見停止之事

一御当日南門被開候間者往来停止之事

一同廿八日廿九日男女僧尼拜見、卯半刻ヨリ申半刻迄入候事、

札切手ニ不及日御門ヨリ入、四足御門江出候事

但、右兩日惣御門之内清和院口、堺町、中立売、今出川、

右四ヶ所御門ヨリ拜見之もの可罷通候、其余之御門ヨリ往

来堅不罷成候

右之通御当日者勿論、老人幼少足弱之類堅拜見ニ罷出間敷候、

万一右躰之者参候ハ、吟味之上後日急度可申付候、此旨洛中

洛外江可相触者也

未十一月廿二日⁽²⁶⁾

即位式前日二六日の御所内見学は全面禁止で、庶民は翌二七日の
即位式当日には日華門から入場し拜見が叶った。入場数は切手を所
持した三〇〇人で、男女比は一对二であることは変わらない。従来
通り承明門からの入場は禁止で、その前を往来することもできない。
僧尼などはもちろん拝観禁止であったが、服喪者は近親者の喪に服
する重服者だけにとどまり軽服者の入場は許されていたようである。
即位式の翌日以降の二八日、二九日の午前八時頃から午後五時頃ま

での日中には僧尼の拝観も許された。日華門から四つ足門へ通り抜
け出るよう指示を受けているが、切手が無くても構わないし、風体
を問わず入場できた。式典で使用済みの旗や幢、それに紫宸殿の高
御座などは二日間置いておかれ、それらが拜見できたのであろう。
前回同様、幼児と老人、足の悪い人の拜見は許されていない。混雑
の中での事故を避けたのであろう。

なお後述する岡國雄の宝曆一三年の記録によれば、後桜町天皇即
位式は前夜からの雪で規式^{きしき}当日は巳の刻(午前一〇時頃)から始ま
った。降雪をもともせず、即位式観覧に臨み感涙にむせんだとあ
る。即位式は人々の関心事でもあり、多くの人が臨席を望んだこと
が知れる。

後桜町天皇は明和七年(一七七〇)讓位し、一一八代後桃園天皇
が即位する。その過程を町触れで追ってみると、まず十一月三日
に新嘗祭が執り行われ、二四日に讓位受禪の式が行われた。町触れ
では、

来ル廿四日御讓位ニ付、廿三日朝ヨリ廿五日朝迄、洛中洛外自
身番可仕旨可申触事

寅十一月廿一日

明廿四日、御讓位御受禪ニ付、至廿六日三ヶ日重軽服僧尼参内

参院有之間敷事

献上物も可為廿〔七〕日事

右之通洛中洛外〔へ〕可相触もの也

寅十一月廿三日〔夜〕²⁷

二四日から三日間はいつもの皇室行事通り僧尼や服喪者の参内は禁止された。

後桃園天皇に関する町触れは讓位受禪にとどまり、即位式は省かれている。翌年の大嘗会関係の四通の触れのみである。それによると翌明和八年一〇月二九日の御禊日から一二月朔日朝の神事まで一連の大嘗会の行事の間、鐘撞禁止と僧尼法体と服喪者の往来が禁止された。特に一九日の大嘗会当日は「勿論諸人拝見不相成」であり、一九日を挟む一八日から二三日までは火の始末注意と四条芝居や御所周辺の社寺境内でうたれている芝居なども休演するように通達されたことは、一八七頁で述べたとおりである。

このように大嘗会では生活上の拘束や不浄者や仏教関係者の参内禁止がとれない、讓位や受禪でもそれに準じることがとられた。しかし、町触れからは受禪の儀式当日を除けば一般庶民の内裏参上が可能であったこともうかがい知ることができる。

また安永元年の入内では、

御入内当日重軽服者、僧尼可憚参内参院事

女御御殿江御入内之日ヨリ重軽服之輩三ヶ日、僧尼五ヶ日可憚

参入事

右之趣洛中洛外裏借屋至迄不洩様可相触者也

辰十一月七日²⁸

まず右記の触れが出た。この年の新嘗祭は一月二四日、入内は翌一二月四日であった。新嘗祭後、時を経ずして婚姻の儀式が執り行われている。入内に際して以下のような町触れもあった。

今度御入内ニ付、拝見之もの一切不罷成候条、此旨洛中洛外
へ可相触もの也

辰十一月廿九日²⁹

入内当日も受禪と同様、庶民は見学できなかった。僧尼は入内当日から五日間、服喪者は三日間、参内できなかった³⁰。そうはいっても、庶民が天皇家の婚姻という最大の関心事に興味を示さないことなどあり得るはずがない。おそらく入内の話は市中でもちきりであったろう。とすれば禁止された入内当日以降には、庶民の参内があったことも十分考慮されるべきであらう。

今度御入内為御祝儀諸大名之使者参内之節、御築地之内込合候間、銘々用達之町人為案内相添罷越候共、宥人宛より外ニ罷越間敷旨可申聞候事

辰十二月三日⁽²¹⁾

築地は入内を祝う大勢の人々で混み合う。そのため大名からの使者に各大名御用達の商人一人だけが供として入場を許された。混雑するから人数制限をすることを町触れで庶民にあえて通達するとは何を意味しているのだろうか。

使者は成婚を祝する口上を述べるだけでなく、祝儀の品も持参するはずである。持参する者が供の大名御用達商人だったのではないか。

大名たちから朝廷への婚礼贈答品は夥しい数にのぼったと考えるのは穿ちすぎであろうか。加えて朝廷と大名間ばかりでなく、商人を含む庶民階層からも多く婚礼祝儀品が朝廷へ送り届けられたと推測するのは間違いでであろうか。「御築地之内込合候間」という文言からは、推測の域を出ないけれども、祝儀を巡る人間臭い交流が読み取れるだろう。

最後に光格天皇即位式の町触れにもあたっておこう。

来月四日御即位ニ付、三日之朝ヨリ五日之朝迄洛中洛外自身番

可致候、尤火之元之儀弥以無油断入念、洛中者別而洛外迄も三日之夜ヨリ四日夜中、年寄五人組代々町内裏借屋等ニ至迄見廻り、火之元之義可申附候、勿論商売筋ニ候共大火焼候儀、堅可致無用候

右之通洛中洛外裏借屋至迄可相触もの也

子十一月廿九日

来月四日御即位ニ付、前日拜見停止之事

一右当日あけ竹之内拜見、男百人女式百人切手札を以御門ヨリ

入、同御門江出候事

右者局方客上ニ而拜見難成分斗

附、僧尼并重服之輩可相憚事

一御当日ヨリ三ケ日重服可憚、輕服者不苦、且御当日庭上江廻

り候事、相憚事

一御当日、僧尼拜見停止之事

一御当日、南門被開候間ハ往来停止之事

一同五日六日、男女僧尼拜見卯半刻ヨリ申半刻まで入候事、札

切手ニ不及、日御門ヨリ入、四つ御門江出候事（以下は前回

と同じ文言ゆえ省略⁽²²⁾）

見る限りでは、従来の町触れとそれほど変わってはいない。ただ

「一御当日ヨリ三ヶ日重服可憚、軽服者不苦、且御当日庭上江廻り候事、相憚事」の条が増え、軽い服喪者の当日拝見は構わないことになった。なお当日、内侍所や紫宸殿内での拝見は忌避されている。これは後述の後水尾天皇や明正天皇の即位式では内侍所や紫宸殿の簀子で観覧する女性群の存在が認められたので、徳川時代の前半と後半では若干の変化があったとみるべきであろう。

文化一四年の仁孝天皇の即位式も光格天皇のそれと変わっていないが、「一明廿日ヨリ廿三日并迄、九門内牛馬車往来差留候事」の条が増えた。また即位の布告四通のうち一つは「御即位ニ付、明廿二日明後日廿三男女僧尼拝見之儀、廻廊外ニ而拝見可致旨相触置候処、此度者稀之御大礼ニ付、廻廊左腋門ヨリ入、段上ヲ右腋門江差出候様被仰出候間、此旨洛中洛外へ可相触もの也 丑九月〔廿一日〕」³⁴となつて、即位式当日の拝見が禁止されているのは当然だとしても、僧尼の廻廊見学が特別に許可された。これは今回の即位式が稀な大礼でもあると謳っている。

以上天皇即位式を町触れから検討した。町触れに記載された即位式の布告の変遷から、朝廷行事は神事であつて仏事とは違うこと、そのため僧尼、喪に服している人々に対しては忌避条項が存在したことが読み取れた。また混雑時の事故を防止するために幼児や老人足の悪い者が入場制限された。しかし神聖な即位式を物見遊山のよりに考え、あるいは勘違いして出かけた人も少なくはなく、御所内

の築地をアジールのごとく見なす不埒な輩もいたことも看取できたのである。つぎに庶民側が即位式を楽しんだ例として明正天皇御即位行幸図屏風を紹介したい。

三 授乳する女性、幢で遊ぶ子供

―明正天皇「御即位行幸図屏風」から

即位式図はおそらく即位した天皇の数だけ描かれたはずである。しかしそれで即位式という歴史的に重大なイベントを後世に伝えるべく、禁裏内での儀式全体図と式を執り行う公卿たちの姿を中心に描かれるものであつて、観覧する大勢の庶民の姿を描くことなど皆無であつた。

ところが近世前期はそうではなかつた。後水尾天皇即位式と彼の娘で八歳になつた女一宮興子内親王が明正天皇となる即位式の図では、物見高い京の庶民が数多く描かれているのである。詳しくみていこう。

屏風図の一つは後水尾天皇「即位式」の六曲一双、金地着色のもので、現在、米国カンザスティー、ネルソン美術館蔵である³⁵。もう一方は二つ現存する明正天皇即位図「御即位行幸図屏風」³⁶で、一つは萬野美術館蔵（現在閉館）で、もう一つは宮内庁蔵である。宮内庁所蔵のものは六曲一双、縦一六二・八センチ、横二四九・六センチ、紙本金地着色である。ネルソン美術館、宮内庁ともに右隻に

は禁裏内で参列する公卿たちと夥しい数の見物衆がつぶさに観察できる。仲町啓子氏によれば、明正天皇の「御即位行幸図屏風」はネルソ本³⁷の複製あるいは模写として制作され、寛永の盛儀の模様を再現した作品である。そして狩野探幽登場以降に流行した江戸狩野派風の瀟洒な画法に則っており、制作時期は一七世紀後半にはいると推定する。また萬野のそれは宮内庁の屏風とほとんど変わらないという。つまり「御即位行幸図屏風」は寛永期の即位儀礼を映し出したものと考えられるのである。

先述の町触れを参考にしながら、この「御即位行幸図屏風」を眺めると興味深いことがあらわれる。(図①)。儀式を執行する公家たちの表情がおしなべて同じような表情にしか見えないのに、見物する老若男女の庶民の姿形や表情はじつにさまざまで生彩に富んでいるのである。当時の生活情景をも彷彿させ、近世前期の庶民の風俗を知るうえで貴重な史料であることがよくわかる。その点を明らかにしていこう。

まず即位式を拝見する人々の位置、服装、しぐさをみよう。見物衆はおもに紫宸殿の前南庭辺り左近の桜付近と日華門を挟んだ両脇の二カ所に座す。そのなかに袈裟をつけた僧とおぼしき男性が約一〇名識別できる。帽子(頭巾)をかぶる者、かぶらない者とその姿はさまざまだが、左近の桜の前に陣取る僧二人のうち、一人は扇子をかざし紫宸殿簀子縁に座る被衣姿の女性に話しかけている。もう

一人も紫宸殿内に陣取って見学する女性群を眺める(図②)。日華門の前辺りに柿色の帽子をかぶる僧が一人、同じく六人並ぶ外辨たちの後方で首に帽子を巻く僧が一人座る。内侍所の前に座る袈裟姿四人。軒廊には袈裟をつけた僧が二人立つ。ほかに法体姿と識別できる男性が一人承明門の前辺りに侍る。

前述したように、町触れでの記載は宝永七年(一七一〇)中御門天皇からだだが、僧尼の参内は禁止であり、その禁令は代々の即位式に必ず告知される条項であった。ところが一代前の寛永七年の明正天皇即位式では僧尼の拝観が認められていたことになる。少なくとも彼らの観覧が禁止されていなかったのである。徳川家康が、裏頭姿で後水尾天皇の即位式を見物したというのも領ける話なのである。³⁸第二は女性の描写と観覧する場所である。女性の見学者が多いのは町触れで述べる切手枚数の男女比率からもうなずけよう。

何人かは紫宸殿内廊下(簀子)に座って即位式を拝見する。明らかに識別できる人数が一三名。全員が被衣で顔を覆う。内侍所にも一二名の女性が識別できる。彼女達も被衣姿である。

日時は旧暦九月一二日。庶民は地面に座るのがふつうであるから、廊下(簀子縁)に侍っているのは特権階層に相当する人々であろうか。あるいは、これらの物見の席に侍る女性たちは即位式関係者との間に強い縁故関係があってこの特別待遇を受けたとも考えられる。また内侍所には三種の神器が保管されているにもかかわらず、その

前の廊下も観覧場所になっていることにも注意を喚起したい。劔璽などは式典場所に移動しているとはいえ、内侍所の簀子縁に座る女性達はよほど信頼があつた人たちであることは想像に難くない。女性は被衣で顔を覆うから、老若の判別がつきにくい。それでも老女とおぼしき人が三人識別される。杖をつき手をひいてもらった、腰が曲がっていたり、白髪姿から老女とわかる。

第三は幼児の描き方である。幼児は四人認められる。日華門から内侍所までの軒廊に母に手を引かれた幼児一人、日華門近くで下級武士の風体の男と手を繋ぎ話す子供、おそらくここが主観覧席に相当すると思われるがその群衆の中に立つ子供一人、そしてもう一人の男児は鳥形・日像・月像・青龍・朱雀・白虎・玄武七本とその左右に纛の幢が立つなかで、右側の纛を両手で握る(図③)。あるいは揺らそうとしたのか。隣に母親とおぼしき女性がいるが、息子の悪戯には気がつかない。纛の幢以外の七本の幢の前には紋つきの直垂姿の下級武士が一人ずつ座るが、誰も男児には目もくれない、だいいち彼の行為を注意する者もないようである。

そのほか、紫宸殿西の階きざはしの下に、欄干内の着飾った公卿たちとは全く異質の風体を目にする。ぼさぼさに伸びた髪に筥を携えて床下に陣取る男性である(図④)。不思議なことに彼には色彩が施されておらず、浮浪者と見紛う。あるいはその肢体から障害を持った人のようにも見える。なぜこのような人物が怪しまれず紫宸殿近くに

侍ることができたのか。なぜ見逃されたのか。謎である。

最後に授乳場面について。乳房が丸見えの女性が二人(図⑤)。一人は胸をはだけているのは確かであるが授乳させているかどうかは不明。もう一人は明らかに子供を抱き授乳中である。おそらく乳児が泣いたので母親が授乳したのであろう。天皇即位式のさなか授乳をするというのは、現代の身体感覚や天皇に対する歴史観から眺めると驚愕する光景かもしれないが、当時としてはさして奇異なこととは思われなかった。公衆の面前での授乳姿が恥ずべき行為と見なされなかったのは周知のことであり、絵師が屏風図に描きいれたのも自然な行為であった。授乳する女性の隣に後ろ姿の幼児が見える。男児の横の女性は重箱と酒器を携える。多くの庶民が承明門と月華門をつなぐ辺に賑々しく座しており、この場所が一般観覧席だったとわかる。

見物席で乳幼児が泣き、走り回り、騒ぐ。このような雰囲気は神事を拝見するのに到底好ましい状況とは思われない。のちに彼らの拝見が禁止されたのも当然の処置であろう。

屏風図に描かれたさまざまな庶民の姿形像を取り上げた。神事であることは十分承知のはずにもかかわらず、見物衆の一部には芝居や物見遊山のような遊楽に近いものと認識する輩も存在したことが明正天皇即位式屏風図からうかがわれ、即位式が厳肅な雰囲気なかで進行していったとは確証できにくい。畢竟、庶民にとって即位

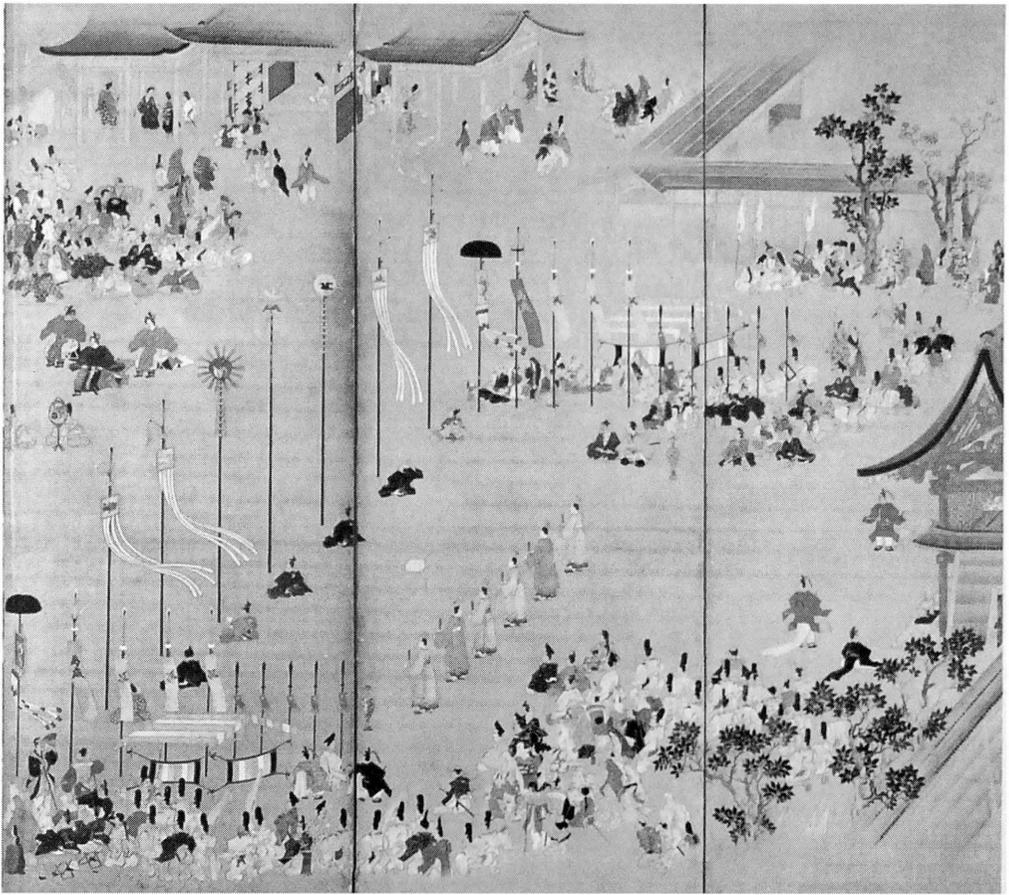


図1-① 御即位行幸図屏風(宮内庁蔵) 六曲一双右隻左部分

図3
幢をゆらす子供

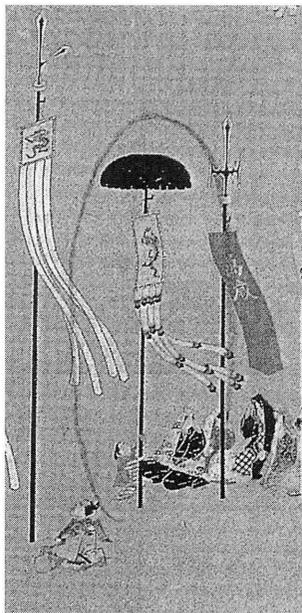


図2 欄干(女性?)を見上げる僧二人



図1-② 御即位行幸図屏風 六曲一双右隻左部分

図5 授乳中か？胸をはだける女性二人



図4 浮浪者か？

式は祝祭のひとつまであり、遊楽に近いものと認識されていたことも事実であろう。

四 平興胤『御即位見聞私記』から

江戸時代を通して、即位儀礼の記録は公家や有職故実関係者の筆になるものや無記名、さらに無名の人たちによるものなど数多残されている。³⁹⁾庶民が読むことのできた即位式次第の一つに「宝永七年次庚寅冬十一月辛卯十一辛丑の日 御即位 高倉院嘉応の礼に準したまひて大極殿の粧を移し給ひ紫宸殿に於て行ひ給ふ」ではじまる中御門天皇即位式の見聞『御即位見聞私記』がある。作者は神祇道学頭の平興胤である。注解の部分では一般的には聞き慣れない朝儀用衣裳や幢鉾などの調度品を説明する。一例を挙げると、天皇が位に即したことを天に告げるために香を焼く「白銅火炉」では「興福寺の蘭奢提(待カ)」と解説し、幡の燻、兀子、胡床、標の調度品を図入りで示す。

この『御即位見聞私記』は結構読まれていたようである。五〇年後の宝暦一三年、母親と上落し後桜町天皇の即位式を観覧した大坂の住人岡國雄が『御即位庭上幢鉾調度図』⁴⁰⁾を書き上げた際、興胤の見聞私記を参考にしたことを明記している。たとえば調度品説明のうち龍像燻では「興胤私記 燻ハ牛尾ナレハ古ハ(以下略)」と引用、香納桶でも「興胤カ見聞私記ニ曰は図書ノ香燈ト申スモニヤト

ミュ」と興胤の名を挙げ『御即位見聞私記』からの解説を参考にすることが読み取れる。こうして即位式の見学前に、日頃は触れることのできない珍しい調度品についても知識を仕入れておいたようである。

五 岡國雄『御即位庭上幢鉾調度図』について

ところで、現段階で即位式に関する史料を知ろうとすれば、公的な図書館や国書基本データベースからの検索が適切な方法ということになる。それら全てを詳細に調査したわけではないので自戒せねばならないが、庶民レベルで綴られた即位式見聞記はおそらく岡國雄の『御即位庭上幢鉾調度図』後半頁につづく見聞記(全文後述)ぐらいしか見いだせないのではなからうか。というのも、即位式をたとえ興胤のように見聞私記としてしたためたところで、客観的記述に基づく公的な見聞記であることには変わりがない。大嘗会と即位式はその機能は違うことは先に述べたが、荷田在満『大嘗会便蒙』公刊後の顛末を知らないわけではないだろう。即位儀礼の書物出版にかんしても同様で、若干の事情や規制が働くことは容易に察せられる。しかし『御即位庭上幢鉾調度図』は、近隣の知人へ廻し読みはあったかもしれないが、版本にする意図で書かれたものではなかった。それゆえ庶民から見た即位見聞記として貴重なものと考えられる。

『御即位庭上幢鉾調度図』の構成は次の通りである。前半部分は調度品や天皇をはじめ公家の着衣衣裳に美しく彩色を施した挿絵がはいる。即位式次第は興胤の『御即位見聞私記』に準じる。しかし後半部分の即位式当日の記述は大きく違っている。即位式を拝見した感動もしたためられている。

調度品や着衣衣裳には寸法や使用内容が説明されている。天皇、宣命使、外辨、典儀、親王代、擬侍従、少納言代、右大將代、左大將代らは唐の服制に基づく。天皇は応神天皇から伝来するという冠台に十二旒のついた王冠冕旒をかぶり、赤色の地に日、月、星辰、龍山、華虫、火、宗彝の紋の描かれた袞衣（大袖）を着すことを丁寧に描き、後ろ身頃は星辰が描かれていることも付け加える。大袖・裳の紋は虞書の十二章から由来する。裳は藻、粉米、黼、黻の四紋を刺繍すること、その上から長綬・短綬（幅広の礼服用の腰帶）を結び、玉佩（五色の玉や五条を金銅の花形に繋いで腰から添わせ、杵の先に当たると鳴るようになったもの）を腰から下肢に這わせる。牙笄をもち、襪・沓を穿く。これらすべてに寸法が添えてある。束帯姿の摂政の図は平素から拝見できるので省かれている。これらが岡國雄の筆による。彼は服飾にはよほど造詣が深かったとみえ、「大將代冠服全体之図」では「國雄今度之御儀式ヲ拝見スルニ肩當ノ代ニ曲領ヲ用ヒラル、歟。故ニ此圖ニ肩當ヲ除ヒテ曲領ヲ蓋ク」と述べ、さらに、

享保二十年冬十一月三日 櫻町仙洞御即位之御時

太平楽ノ肩當ヲ借用ヒ、襦褌ハ左打球楽古陪臚ノ襦褌ヲ借用ヒラレントカヤ。国雄此度 御義（訂正規カ）式拝見スルニ、

肩當ハ古ニ図スル曲領ノ如シ。此度曲領ヲ用ヒラル歟。

且襦褌モ今度ハ新ニ制セラレン由粗様ル可尋之右ニスル。襦褌肩當等ハ享保中ノ衣紋ヲ粗写スル者ナリ（原文通り、以下略）。

と詳述する。

彼は肩當、襦褌や曲領を検分し、当日の大將代の着衣衣裳を正確に追究している。だから挿絵では肩當ではなく曲領を首に巻いた姿を描くのである（図⑥）。鋭敏な観察眼といえよう。また即位着用衣裳の調進と保管についても「右之冠服等 主上之御服ハ山科家ヨリ調進シ奉リ臣下ノ服ハ高倉家ヨリコレヲ調進ス、何レモ義（つと）式畢リテ後右之御冠服其家々ニテコレヲ預ラル」と、公家装束と衣紋を生業とする山科家と高倉家の両家に分担させていたこと、山科家と武家装束をも扱う後発組の高倉家とでは棲み分けを図っていたことも確認できるのである。

第二に興味深いことは即位式で使用される衣装が新品ではなかったことである。後桜町天皇即位式では雅楽着用衣裳を借用した。つまり太平楽での肩當と、打球楽や古陪臚での襦褌を借用したというのである。太平楽は即位礼の祝賀には必ず演じられる舞楽であり、



図6 大將代冠服全体之圖

その肩當を借用したとしてもおかしくはないかも知れない。しかし貸衣裳であることをあえて明記する必要があったかどうか。貸衣裳で神事を行ったと言わんばかりの風聞を流すだろうか。要するに個人的な記録だから記述したと考えるべきではないか。興胤のほうではこのような記述は見あたらない。

第三に大袖・小袖・裳・短綬・玉佩・笏などの寸法が正確に書き記されていることである。挿絵に曲領は二尺、一尺四寸五分、五分、紐五寸というように(図⑦)。興胤では寸法の記述はなし。岡國雄自身が衣裳一式を手にとり寸法を測ったのであろうか。庶民に即位式の衣裳を展示し実際に手に取らせるようなことまでするだろうか。高御座や幢は式後二、三日は展示されるが、着衣裳の展示はきかない。あり得ないのではないか。

想像をたくましくすれば三〇〇人の入場が許可されるのであるから、即位式を見込んで当日の予定や着用する公卿の服飾の案内書や手引書が出回ったとは考えられないだろうか。

第四に即位式に入場できる人数と観覧場所について述べたい。『御即位庭上幢鉾調度図』は「御即位堂上堂下之図」に「三百人入拝見場」と庶民の見物席を記している(図⑧)。それによると「三百人入拝見場」は東の日華門から南に折れた承明門までの築地である。町触れでは何度も告知されていた切手三〇〇人分用の見物席がまさしくここだったのである。町触れのみならず実際に即位式を見聞した側からも史料が発見されたことになり、庶民が即位式を拝見していたのは紛れもない事実であることが確認される。それに入場者は京都に限られたことではなく、岡國雄親子のように大坂からも見物に出かけた人たちがいたのである。おそらく上方一円からも見物人が参集したはずである。

最後に即位式当日の実況見聞を記し、庶民からみた即位儀礼の理解の仕方を考えたい。

六 岡國雄「御即位庭上幢鉾調度図」の「規式」部分について

『御即位庭上幢鉾調度図』後半部分は、興胤と同様に即位式の進行状態を述べたもので、最後の部分が私的見聞記である。^④ 前文から挙

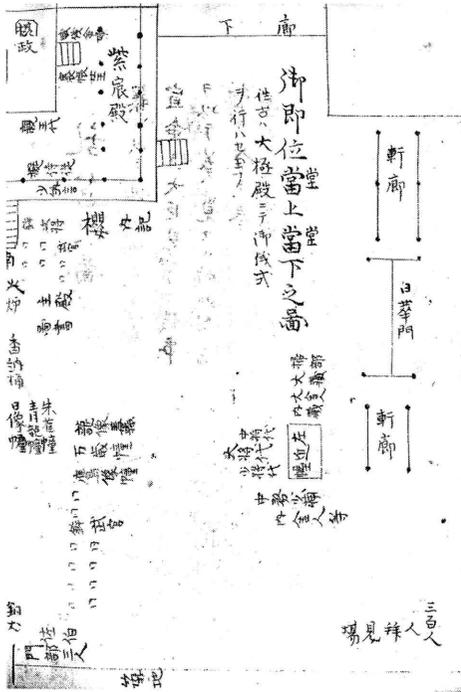


図8 御即位堂上堂下之図

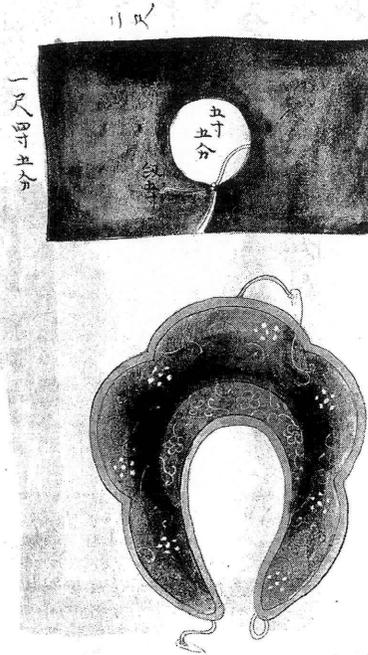


図7 曲領の挿絵

げると、

宝曆十三癸未十一月廿七日御即位前日二十六日申之尅ハカリヨ
 リ翌二十七日巳之尅前迄雪降ニ因テ御義式ハ巳ノ尅 過ヨリ
 行ハル 天子南殿出御ハ午尅ハカリ也御儀式ハ申之尅過ニ終
 ル巳之尅ヨリ後ハ晴天(原文通り)

以下に全文を記す(原文通り)。

宝曆拾三未のとし霜月末の七日

当今御位につかせ給ふ御規式行はせ

給ふ。みちかき軒しならへし寿明ヒサアキラ 川口氏と

なんいへる人の 百の宮梶井の御方なる人

に遊介あれハさ玉へ御規式拜ミにま

からんとて 母なる人をも具して三人

はつかあまり。五日の夜川船にのりて其あ

すなん京この限りかに行きぬ。御規式ハあす。つとめ

てより行はせ玉ふなれハと常に宿と

する方を出てかの遊へりある人の許に

行てやとりぬ。 内ちかきあたりなれは

爰もとにつとひくる人々あすの御規式のかし

こまりなとこと家あるしのいふに猶あす

のこといひるめはいとあらず。けにいらふるも

我心には覚束なふいと夜もねられす。

つとめて起出見れハきのふのくれかた

よりの雪猶ふりしきりて大路もしろき

梢なともけちめかすかなり。御代猶ゆたか

ならむしるしにやと行かふ人のいひわたる

もいとつきつきし。やうやうして巳の時はかりに

空はれぬ。此 宮の出させ給ふへき事

にもあらねハ家あるしの心しつらひて召使

の官人に具してそ参りぬ。御規式も雪

のはれ間待せ給ふて此頃よりそ行はせ給ふ

にや。諸衛の陳裳そなはり 聖主高御

座に上り給ふ折から也。此御規式ハからのを

まねひ給ふよしなれハめなれぬはたな

と立わたされたり。殿上の御よろひことに

御庭のさま獅子豹いかめしう居へ文武の公卿

つねならぬすがたして立ならひ給ふ。すへて

玉敷の庭にはえかがやきて目もあやに

いとかうかうし。図書ハ火爐のもとにすゝんて

香をたひてあめに申し。 宣命使ハ 宣

制をさくけよミ群臣再拜舞蹈して萬

歳を諷ふ。それか中にもまのあたり 宸議

の拜まれさせ給ふ。あさましき辻かしこまり

の泪のミせきあへすそありし。申の刻は

かりに御規式ミちぬ。母なる者ハ女官のゆ

かりありて 南殿の御ひさしにさふらひ

てことのかきりを拜ミ侍りぬ。いかなるすくせ

のちきりありてかゝる折にあひぬる事の

いミしう我なからもあやしくそ思ひ給へる。

立かへりかへり此事わすれかたく思出到る

あまりに爰かしこに事のよしを尋ね

もとめかつ見もし聞もせる。其かたはしを

すゝろに絵にとゞめ文字にうつして見ぬ。

人のつとにと思ふに今さら 拙き筆のはつ

かしめをくゆらく思ふのミなりかし

宝曆十三癸未十二月二十日

浪花 岡國雄謹識

此一巻は吾友松次郎木邑如しか

もたるにかりえてうつしおけるなり

かくいふは

今上皇帝新御代所知命ける

文化十四年の冬十一月八日の夜

西山道堪⁽⁴⁾

上方では戦前まで結婚前の商家の女性が公家宅で行儀見習いをする習慣が続いていた。岡國雄の母親もそのような境遇であったかも知れない。その縁故を頼って宝暦一三年の十一月二五日の夜、淀川を上り門跡の一つ梶井家に縁ある川口寿明宅に逗留する。船は六日朝到着。

昨夜よりの雪が相当積もったようである。即位式当日も降り止まず、都大路を覆った。ようやく午前一〇時過ぎに止む。前夜緊張のあまり眠れなかったことを吐露する彼も、往来する人々が、この積雪すらも御代がなお豊かになる前兆だと言う会話を聞き「つぎづきしい」ことだと感想を書く。雨が降ると「降り込む」と捉えるのと同様、庶民は白雪を吉兆の徴とみなす。

彼はまた四神旗や龍像の旗や公卿の衣裳は唐の真似で「常ならぬ」珍しいものであり、総て紫宸殿側南の玉敷の庭に栄え輝き神々しいものであったと興奮気味に実況し、最後は図書が香を炷いて天に即位式を告知し、公卿たちが再拜舞踏し萬歳を唱えたことまでし

っかり見届けた。母親が手を合わせながらこの式の一部始終を見届け、國雄も宸儀を拝見し非常な感動を覚え畏れ涙したとあるが、おそらく拝見したどの庶民も同じ心境であったのではなからうか。ここでは即位式で騒ぐ不埒な輩は見あたらなかったようである。つまり本書は即位式の感動を忘れず残そうとする岡國雄の個人的で純粹な気持から発せられたものであり、それゆえ即位式拝見の素朴な興奮ぶりが伝わってくるのである。

また母親が紫宸殿の南の階で観覧できたが、これは明正天皇の即位式屏風図からも首肯されるであろう。

近世では天皇即位式で庶民を排除し、あるいは庶民から隔離される目の届かぬところで単独で実施されたものではない。近世は即位儀礼という最高級の神事であっても庶民を神経質に忌避するものではなく、むしろともに寿き、親近感のある喜ぶ祝祭として機能していたと捉えるほうが正しいのである。

注

(1) 内山美樹子「演劇史のなかの天皇」『日本の近世』第二卷、中央公論社、一九九一、三〇六頁。

(2) 拙稿「歌舞伎衣裳〔馬廉つき四天〕〔小忌衣〕の誕生」(日本風俗史学会誌『風俗史学』第二一号、二〇〇二) 三九―六七頁。

(3) 『有徳院殿御実記』附録卷三、一五二頁「羽倉在滿住吉廣守受吉宗命拜大嘗会御儀」の条より。

(4) 『大嘗会使蒙御答願末』（『荷田全集』所収、一九九〇年）、『東京市史稿』産業篇、第一五―六六四、六六五頁。前掲書『有徳院殿御実記』附録卷3。

(5) 喜田川守貞『近世風俗志』も同様。写本段階で挿絵が異なり、誤植も生じた。

(6) 前掲森田論文、五四―六二頁。

(7) 早稲田大学演劇博物館所蔵の浮世絵から、公家悪や謀反人の役に用いられる王子の髪型と総髪で描かれた浮世絵をとりだし、その一覧表を作成した（前掲森田論文、五八―六一頁）。

(8) 歌舞伎衣裳では、ビントコという。

(9) 『京都町触集成』第三卷、一七二頁。『京都町触集成』全一三卷（京都町触研究会編、岩波書店、一九八三―一九八七）。

(10) 『京都町触集成』第三卷、五〇頁。

(11) 『京都町触集成』第一卷、一七三頁。

(12) 『京都町触集成』第一卷、一一六頁。

(13) 『京都町触集成』第三卷、一二三頁。

(14) 『京都町触集成』第一卷、三九二頁。

(15) 『京都町触集成』第一卷、四一七頁。

(16) 『京都町触集成』第一卷、三九三頁。翌日、禁裏崩御の触れがでた。光格天皇崩御の時と同様、鳴物停止、上下京の魚店商売停止を心得る旨、洛中洛外社方へ知らされた。大行天皇から仁孝天皇へと諡号等、葬儀行事などの禁裏情報が刻々と庶民に告知された。庶

民側としてはいやがうえにも禁裏への関心が集まったことは想像に難くない。

(17) 『京都町触集成』第二卷、二五三頁。

(18) 『京都町触集成』第二卷、二五七頁。

(19) 『京都町触集成』第三卷、一二〇頁。

(20) 『京都町触集成』第三卷、一九九頁。

(21) 『京都町触集成』第三卷、一七二頁。

(22) 『京都町触集成』第三卷、一七三頁。

(23) 宝暦二年一月の新嘗祭には、前回の触れで告知したにもかかわらず鐘の音がしたので、今度鐘の音が聞こえたら敵しく詮議するとの達しが出されている（『京都町触集成』第三卷、三一四―三一五頁所収）。

(24) 『京都町触集成』第四卷、三三一頁。

(25) 『京都町触集成』第五卷、一四六頁。

(26) 『京都町触集成』第四卷、二七〇頁。

(27) 『京都町触集成』第五卷、九四頁。

(28) 『京都町触集成』第五卷、一九五頁。

(29) 『京都町触集成』第五卷、一九八頁。

(30) 『京都町触集成』第五卷、一九五頁。

(31) 『京都町触集成』第五卷、一九八―一九九頁。

(32) 『京都町触集成』第六卷、一一〇頁。

(33) 『京都町触集成』第九卷、三八六頁。

(34) 『京都町触集成』第九卷、三八七頁。なお孝明天皇の即位式の時は、僧尼に関する処遇は仁孝天皇の時とほとんどおなじで切手不要

- など変わらないが、道順はより詳しく説明され「建春門より入、左腋門より廻廊通、承明門之所ニ而者溝際を通り、右手腋門ヨリ西御築地穴門ヨリ出候事（傍点森田）」（『京都町触集成』第一一巻、四三七頁）となっている。なお仁孝天皇は即位式後の大嘗会一月一六日は新嘗祭と記載（九巻、三九〇頁）。
- (35) 『在外日本の至宝』第四巻「障屏画」毎日新聞社、一九八〇、一〇四、一〇五頁。
- (36) 『皇室の至宝 御物絵画二』毎日新聞社、一九九一、五〇七。
- (37) 仲町啓子概説、前掲『皇室の至宝 御物絵画二』二〇六頁。
- (38) 国書基本データベースから「即位」を調べると、天皇即位式関連事項は七九九件である。天皇名や元号が明記されていないものは江戸時代とは確認できないので正確な数は不明。
- (39) 大阪府立中央図書館蔵。「初代豊田文三郎遺書」と「善治家蔵」の印あり。豊田次郎は大阪で市議会議員を務めたことのある人物。
- (40) 北斗七星を背に負わぬ中国皇帝の祭服に対し、天皇の袞衣は北斗七星を背に負う（吉野裕子『天皇の祭り』講談社、二〇〇〇）。
- (41) 岡國雄『御即位庭上幢鉾調度図』には題箋、表題なし。
- (42) 文化一四年は仁孝天皇の即位のあった年。西山道堪は友人の木邑松次郎所有の『御即位庭上幢鉾調度図』を借りてこの規式部分を写したとの断りがある。